

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第53号

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関  
する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例施行規則（平成17年亀山市規則第16号）の一部を次のよう  
に改正する。

第5条第5号中「職員と同居している」を削り、「次に掲げる者」  
の次に「（イに掲げる者にあつては、職員と同居している者に限  
る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の亀山市議会の議員その他非常勤の職員  
の公務災害補償等に関する条例施行規則第5条第5号の規定は、  
平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災  
害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による  
災害については、なお従前の例による。